

一般競争入札説明書

この一般競争入札説明書は、京都府（以下「府」という。）が発注する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を説明したもので、入札公告を補完するものである。

契約は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、京都府公営企業会計規程（昭和 47 年京都府公営企業管理規程第 9 号）及び京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定により行うものとしている。

1 入札に付する事項

入札公告に記載のとおり

2 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び同資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

入札公告日から令和 5 年 3 月 22 日（水）まで

(2) 提出場所

〒611-0021 宇治市宇治下居 64

京都府営水道事務所総務企画課

電話番号 (0774) 24-1522

ファクシミリ番号 (0774) 24-1549

(3) 提出書類

ア 確認申請書（様式 1）

イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の規定による京都府の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業の範囲に汚泥が含まれていること。）を受けている者であることを証する許可証の写し

エ 同種業務の受託実績調書（様式 2）

規則第 159 条第 2 項第 3 号による契約保証金の免除を希望する者にあっては、過去 2 年間に国又は地方公共団体と直接締結した契約において、入札公告で示した委託業務と同種かつ同等以上の履行実績を 2 件以上記入すること。また、同種業務の受託実績に係る契約書等の写しを添付すること。

オ 権限を営業所長等に委任する場合にあっては、委任状（様式3）

カ その他の添付資料

返信用封筒（一般競争入札参加資格確認通知書の返信用：第1種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付したもの。）

(4) 提出方法及び提出場所

ア 持参により提出する場合

2の(1)の提出期間中の午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。）に2の(2)の場所に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に2の(2)の場所に必着させること。

(5) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、令和5年3月27日（月）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。（入札参加資格を有する者には、入札書を同封する。）

なお、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類は、A4判で作成し、1部提出すること。

ウ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

3 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を下記の期日までに2の(2)の場所へ持参又は郵送すること。

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

(2) 提出期限

令和5年4月3日（月）午後5時15分

4 質問の受付・回答

入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、連絡先が記入されていない又は匿名でなされた質問については、回答しない。

(1) 質疑書（様式4）に要点を簡潔かつ明確に記載し、期日までにファクシミリで2に(2)の場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 受付期間

令和5年3月29日（水）午後5時15分まで

(3) 回答については、以下の期日までに京都府営水道事務所ホームページに掲載する。

令和5年3月31日（金）

5 入札及び開札の日時及び場所

入札公告に記載のとおり

6 入札の方法

- (1) 入札者は、入札書を持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の場合は、本人の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしなければならない。
- (3) 入札書は、必要事項を全て記入して、封筒に入れ密封し、封筒の表に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「乙訓浄水場脱水汚泥収集・運搬委託入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

また、代理人が入札する場合は入札に押印した代理人の印鑑で封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

- (4) 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であった場合は、入札を中止することがある。
- (5) 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
また、入札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。
- (6) 入札参加資格確認を受けた者で入札を希望しない場合には、入札書を提出するまでは入札に参加しないことができる。この場合、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

- (7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (8) 入札者は、一旦入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

- (9) 入札者は、仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (10) 入札執行回数は、原則として2回とする。

ア 再度入札を行う場合においては、1回目の入札のうちの最低の入札価格（価格のみ）を発表するものとする。

イ 再度入札を行う場合においては、次の事項によるものとする。

（ア）次に該当する者は、再度入札することはできない。

　a 無効の入札をした者

b 当初の入札に参加していない者

(イ) 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は、入札場から退場しなければならない。

(ウ) 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者は入札場から退場してはならない。

ウ 再度入札をしても落札者がないときは、再度入札後の入札は行わないものとする。

ただし、再度入札後の入札を行うことにより公正な競争入札の成立が期待できるときはこの限りでない。

7 落札者の決定方法

(1) 規則第145条の規定による予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。

なお、くじの方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ アの結果、先順位となった者から順次くじを引き落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退し、くじを引かないときは、その入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

8 入札の無効又は失格

次の各号の一に該当する者がした入札は、無効又は失格とする。

(1) 入札公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者

(2) 申請書等を提出しなかった者

(3) 申請書等に虚偽の記載をした者

(4) 委任状を提出しない代理人

(5) 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

(6) 入札参加資格の確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者

(7) 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

(8) 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者

(9) 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者

(10) 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

(11) 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

9 契約の手続きにおいて使用する言語及び通過
日本語及び日本国通貨に限る。

10 契約書の締結

- (1) 落札者は、別添の契約書（案）に基づき2通を作成し、府及び落札者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。
- (2) 契約書（案）に定めのない事項については、落札者と協議のうえ決定するものとする。

11 支払条件

月毎に履行の完了を確認した後、委託料を支払うものとする。

12 その他

この一般競争入札説明書に関する問合せ先は、2の(2)の場所とする。